

令和2年5月9日

自由同和会兵庫県本部

兵庫県本部の役員に対する処罰について

兵庫県本部執行部は、下記に記載した本部役員の懲罰を決定いたしましたので、
通知申し上げます。

記

1. 懲罰対象者

自由同和会兵庫県本部理事 久野 正徳（神戸兵庫支部支部長）

1. 処罰内容

兵庫県本部より除名する。（令和2年5月9日付）

1. 理由

上記に記載された本部役員は、令和2年4月29日付で中央本部より除名された山崎晃平と共謀し、元暴力団関係者に協力を要請して、その威勢を利用し本部の活動を妨害しました。また、本部理事に対する誹謗中傷文書が記載された書面を各所に配布するなど

の行為にも加担し、本会の名誉と信用を失墜させました。
よって、自由同和会懲罰規定第2条、1に則り、除名する。

今後「兵庫県本部」と久野 正徳は一切関係無きことをお知らせ申し上げます。

「兵庫県本部」は、信頼関係を破壊せしめた同人を、厳しく処分し罪を自覚させ反省を促すことが重要と考え、今回の処罰を与えた次第です。

以上